平成２１年（フ）第１２４０号
福岡市南区大楠１丁目６番13―304号
債務者　因　　光昭
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２４５号
福岡市東区筥松４丁目４番３―606号
債務者　久保田和利
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２４６号
福岡市東区筥松４丁目４番３―606号
債務者　久保田奈保子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２６９号
福岡県春日市弥生５丁目36―３―１―709
債務者　大串　功臣
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７０号
福岡県春日市弥生５丁目36―３―１―709
債務者　大串　基子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８８号
福岡県前原市前原中央２丁目３番60―201号
債務者　高松　信子（旧姓田雜）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９７号
福岡市中央区平尾１丁目２番13号
債務者　藤井　孔明
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０９号
福岡市中央区今泉２丁目４番26―404号
債務者　西原　祐子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１８号
福岡市西区姪の浜５丁目22番28―1105号
債務者　福井俊一郎
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３１号
福岡市中央区平和５丁目７番17―705号
債務者　坂田　典史
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３６号
福岡市博多区東光２丁目16番29―303号
債務者　真崎ひかり
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３７号
福岡市西区今宿青木1093番地29
債務者　渡邉真智子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３３９号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西３丁目70番地
債務者　宗　　芳恵
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８６号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番８―204号
債務者　堺　　和広
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８８号
福岡県朝倉郡筑前町三並1453番地
債務者　中野　昭一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９２号
福岡市南区花畑１丁目32番４―203号
債務者　三浦さとみ（旧姓中屋）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４２６号
福岡市城南区片江１丁目２番２号
債務者　曽田　裕志
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４４０号
福岡県古賀市小竹704番地10
債務者　松尾　真澄
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部